

めまろ 議会だより

わたしたちの町議会

No.103 2007.2

 ■発行/芽室町議会
 ■編集/議会運営委員会

 TEL.0155-62-9731 FAX.0155-62-9813
 〒082-8651 北海道河西郡芽室町東2条2丁目14番地
<http://www.memuro.net/>
 E-mail:g-shomu@memuro.net

平成18年第8回 12月町議会定例会



7人の議員が町長の町政に対する姿勢について、議論を交わした!!

◎質問者：高橋 仁美 議員

いじめと虐待問題について

Q：本町のいじめや虐待に関する実態と対応策について、次の7点伺いたい。

1点目、学校におけるいじめの状況はどのように把握しているか。最近5年間について伺いたい。

2点目、最近のいじめの状況から、学校としてどのような対応をとっているか。教育委員会の対応は。

3点目、いじめ・自殺の責任は学校や教育委員会に集中しているが、家庭教育にも要因がある。保護者にどのような対応を求めてきたか。

4点目、本町では、どのようないじめ防止対策の抜本策を考えているか。

5点目、本町では、最近5年間児童虐待と思われる状況は起きていないのか。実態はどうか。件数と相談内容を伺いたい。また町で対処できた件数、児童相談所へ送致した件数はどうか。

6点目、本町の児童虐待防止ネットワーク会議の活動状況はどのようになっているか。

7点目、虐待防止の課題・解決策どう考えているか。

【いじめ問題について、教育長の答弁、1点目から4点目】

A：教育長 1点目、教育委員会へ報告のあった件数は、平成15年度（小学校）4件、平成16年度（中学校）1件、平成17年度（中学校）2件である。

2点目、学校では、緊急の全校集会を開き、学校

長から全児童生徒に対し、命の大切さやいじめについての講話など、保護者には学校だよりによるいじめ防止の啓発活動、研修会に取り組んだ。教育委員会では、定例校長会においていじめ問題に関する指導の徹底や子どもが発する心のサインを見逃すことのないよう目配り、気配りをするよう指導している。

3点目、乳幼児期から家族とのふれあいを通して、自立心・自制心、社会的なマナーを身につける上で家庭教育は重要と考える。そういう中、保護者への対応は、学校で実施しているのが現状である。児童生徒へ指導しても改善されない場合、保護者に連絡し、被害者への謝罪訪問など求め、教育委員会として、学校と連携し、保護者に周知、指導を含め対策を行っている。

4点目、児童生徒が発する心のサインを見逃さないようアンケート調査を行い、学校・家庭・教育委員会が現状を認識することが重要と考える。教育相談電話の活用、スクールライフアドバイザーの活用、生涯学習アドバイザーの派遣など学校、家庭と連携し敏速な対応に努めたい。

Q：親などが本気でいじめをなくすことに取り組むということ伝えることが大事であると思うがいかがか。

A：教育長 家庭からが教育の出発点だと思っているので、親の愛情に育まれて子どもは育つと思っている。当然そのような対応をしていくべきと考える。

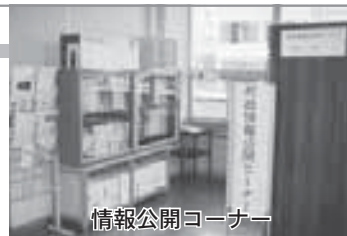
Q：教育相談電話の利用は、昨年1年間でどのくらい利用があったのか。

A：教育長 教育相談メモロといいまして、24時間体制をとっているもので、昨年の相談件数は少なく3件、内容は不登校問題、成績・進路問題、生活相談である。このことから、広報誌で周知したが、子どもは広報誌を見ないという指摘があったので、今回カードを作り直し、全児童生徒に配布したいと考えている。

Q：配布は大変よいが、再度、広報誌に取り上げるとか、いじめの特集を組むというのはいかがか。

議会だよりは要約されています。

議会だよりではスペースの都合上、一般質問・答弁の内容を要約して載せています。詳しくお知りになりたい方は、本会議の全文を掲載している会議録を芽室町役場1階の『情報公開コーナー』に備えていますので、ご利用ください。また、町のホームページ(議会のページ)でも公開していますのでご覧になれます。



情報公開コーナー

A：教育長 広報誌でいじめ相談に関して掲載することは十分考えていきたい。また、PTA会を通じた啓蒙、学校・学級だよりなどでいじめ相談或いは悩み相談のPRもしていきたい。

Q：問題を抱えている子ども、親、教職員がいると思うが、昨年度のスクールアドバイザーの相談件数はどのくらいか。

A：教育長 児童生徒134件、教諭356件、保護者226件、一般107件からの相談で合計823件である。

【虐待について、町長答弁、5点目から7点目】

A：町長 5点目、芽室町の過去5年間の相談件数

H14	H15	H16	H17	H18
6件	13件	2件	2件	4件
ネグレクト(養育拒否) 23件		身体的虐待 4件		
児童相談所送致件数 2件		(25件町対応)		

6点目、ネットワーク会議と必要に応じて招集する担当部会、これは保育所、学校、教育委員会、児童委員、民生委員、保健師、帯広児童相談所で構成するもので今日まで5回開催している。

7点目、児童虐待は、子育て中の保護者が悩みを一人で抱え込み、家庭という密室で行われることが多く、その早期発見が課題となっている。ポスターやパンフレットにより児童虐待防止を普及啓発し、家庭における悩みに対し、保育相談を行い、その早期発見、子どもへのケア、虐待者への援助などネットワークチームでの対応が虐待を解決し、防止の基本と考えている。

Q：公民館で虐待問題の講演があり、そこで予防の効果として育児体験がいいと、また継続することもいいと言われていた。町も赤ちゃんと触れ合う授業を行ってはいるが、継続的ではない。継続は将来のいじめ、虐待防止につながると思うがいかがか。

A：町長 中学生を対象に家庭科の一環として位置づけて行っているが、指摘のとおり継続的には行っていない。実体験を踏まえることの重要性は強く認識していると、そういう感じである。

Q：大事なことは継続するということである。虐待防止、いじめ防止、命の大切さは話して分かるものではない。是非、取り組んでいただきたいと思うが。

A：町長 いじめ・虐待の問題は、絶対策というものはない。将来を考えると、長期的に取り入れることも大切だと思いますので、今後も実施の方法・手法など教育現場や保健サイドと連携を深め検討していきたいと思っている。

◎質問者：齋藤 幸子 議員

教育環境の整備について

Q：1項目目、小学校4校、中学校3校設置されているが、少子化や東芽室ニュータウン等の宅地造成で、教育環境に変化が生じてきていると思うが、次の2点について伺いたい。

1点目、現状の認識と対応について

2点目、町内の小・中学校の児童生徒数の現状と将来展望について

A：教育長 1点目、昭和60年度から児童数が年々減少し、平成2年から南が丘団地造成に取組、児童数の減少に歯止めがかかった。しかし、南が丘の人口動態が落ち着き、再度、減少が見込まれたが、東めむろの宅地造成により減少が緩和された。このことから、少子化傾向における児童生徒数の教育環境の変化は、児童生徒数の減少はみられるが、現状を維持している状況にあると認識している。今後、新たに教育環境に著しい変化が生じた場合は、町長部局とも十分協議し、対応していきたい。

A：教育長 2点目、現在の児童生徒数は、小学校4校で1,233人、中学校3校で641人、計1,874人。推計した6年後(H24)の小学校1,237人、中学校581人、計1,818人で本年と比較すると小学校4人増、中学校で60人減、合わせて56人の減となる。学級編成では、芽室小学校33人減で23から21学級、上美生小学校8人減で4学級変わらず、芽室西小学校17人増で12から13学級、芽室南小学校28人増で6学級変わらない。芽室中学校は43人減で12から11学級、上美生中学校は14人減で3学級を維持、芽室西中学校は3人減で6学級を維持できる。

Q：めむろ・学びプランの中で、宅地分譲に伴い児童生徒数の地域格差が広がり、学校の統廃合が進んだ今、学校規模の適正化、いわゆる通学区域の見直しということと思うが、検討が必要と課題が載っている。上美生小・中学校、芽室南小学校の3校は地域の学校としての特色を持っていることから、通学区域の見直しの対象とは考えていないのか伺いたい。



東めむろ地区 字名区域位置図

A：教育長 基本的には、平成9年に芽室町小・中学校再編計画の答申に基づき、学校の設置をされている。この計画は目標年次を20年としており、社会変化を捉え学級編成の基本方針、付帯意見と合致しているか検討しながら進めているので、別扱いということではなく現状を検証し、取り進めているところである。

Q：団地分譲或いは造成すれば、児童生徒が増えるのが一般的な傾向である。めむろ・学びプランの計画期間内だけでも児童生徒の格差が拡大していく傾向にある。市街地に設置している学校4校について再度伺いたい。

A：教育長 芽室小学校と芽室西小学校の児童数は倍という形で、中学校においても同じことがいえる。この状況については課題であるが、学級数を見ると基準は40人学級で現在30人前後の学級数を確保するのは、教育環境としては恵まれていると感じているので、今後とも注視していきたいと考えている。

Q：2項目目、芽室町子どもの権利に関する条例は制定して間もない条例で、生かしていくには時間がかかると思うが、町の役割として規定されている第13条、第19条の子どもの社会参加の機会の確保についての具体的な計画について伺いたい。

A：教育長 第13条の子どもの生育環境の保全であるが、子どもの意見を聞き、自ら育ち、遊び、学べる環境整備や自然環境の保全に努めている。活動内容は、生きる力と友情を学ぶキッズキャンプ・クマゲラの村、わくわく体験塾など野外体験活動への参加、さらに自ら学ぶ環境の場の提供として、夏・冬休みの期間中に寺子屋めむろを開設し、学力向上の場づくりに努めている。

第19条子どもの社会参加確保は、子どもたちに教育行政に参加いただくため、小・中学校の児童生徒と教育委員との子どもトークを開催し、日頃感じていることなどについて意見交換を行っている。また中学生による一日教育委員などを実施し、参加体験から子どもの自主性・自発性を育てている。地域活動としては、子供会活動への参加、交換レクリエーション活動への参加などの機会確保に努めている。

Q：子どもの定義は、18歳未満の者となっております、これは学校教育を通じて成長していく過程にある。このことを踏まえると、第20条では町は総合的推進体制の整備と充実に努めるとなっており、任を担うのは第一義的には教育委員会と思うが、見解を伺いたい。

A：教育長 町はすべての子どもの権利を保障し、幸せに暮らせるまちづくりを行うため、総合的な推進体制の整備と充実に努めるとあるが、教育委員会としては、執行機関の一つとして係わっていきたい。

行政改革に伴う職員の定数問題について

Q：財政状況の逼迫から、経費削減に効果の大きい職員削減は、第8次行政改革大綱と自主自立推進プランに基づいて実施してきたと思うが、次の2点伺いたい。

1点目、職員削減の進捗状況と財政上の効果、組織運営上の課題、将来的な職員構成の見直しについて

2点目、職員削減に大きな効果をもたらすと予想される団塊世代職員の向こう4年間の退職者数と組織運営上の影響について

A：町長 1点目、職員削減の進捗状況は、職員定数適正化計画を策定し、医療、介護職を除き26年までに50人削減計画を立て、実現を目指している。18年4月の削減状況は、16年5人、17年5人で10人が退職し、採用が1人で計9人の削減で、削減額は、予算ベースで1億631万4千円、これが財政上の効果となる。

組織運営上の課題は、急激な削減により行政サービスに停滞を招いてはいけないということである。そのため民間委託や指定管理者などの外部委託を進め、行政組織のスリム化を図り、組織の見直しをし

てきたところである。また職員の年齢構成にゆがみが生じているので組織活力を保持することも重要な課題である。

将来的な年齢構成の見直しは、現在20歳代2.8%、30歳代29.5%、40歳代19.9%、50歳代47.2%である。団塊世代の構成率は22.2%と高い状況にある。ゆがみ解消のため、職員採用を実施することで、団塊世代が退職し終える5年後の予測は、20歳代9.3%、30歳代23.3%、40歳代32.7%、50歳代34%となり、組織機能が適正に発揮できることが重要であると考ええる。

A：町長 2点目、団塊世代職員と呼ばれる昭和21年から24年生まれの職員は40人であり、退職予定者は、19年8人、20年8人、21年10人、22年14人である。運転技能職も多数いることから、段階的・計画的に民間委託を図り、町民サービスが低下しないように配慮し、また管理職が退職することで行政機能の低下等を招かないよう組織機構の見直しや職員研修をしていきたいと考えている。

Q：削減を目標に置くと数値目標の達成に主眼が置かれ、負の要因を見落とし、年齢構成にゆがみが生じる。今後の職員採用計画の具体的なものがあれば伺いたい。

A：町長 組織そのものが年齢構成の断層によるマイナス面も否定できないが、平成26年度までに50人減を目標に進めている。年度ごとの数値は、職員採用計画の中では、明確に新採用の計画は定めている。

◎質問者：廣瀬 俊幸 議員

明治乳業の工場誘致に伴う雇用対策について

Q：明治乳業の工場誘致による雇用効果に対する町民の期待は大きなものがある。派遣労働の増大等による不安定雇用の拡大が社会問題になっているが、本町でも、工場誘致に伴い更なる対応が必要と思うことから次の2点について伺いたい。

1点目、明治乳業の人員規模、雇用形態はどのようなものか伺いたい。

2点目、明治乳業と芽室町との間で交わされている雇用対策と現状はどのようなものか伺いたい。

A：町長 1点目、現時点での十勝新工場の総従業員数は120人程度で、正社員が75人、臨時・パート社員が45人程度である。来春から段階的に道内の事業所からの異動により正社員を配置し、体制づくりを進めていく予定で、正社員40人募集し、内定している状況である。臨時・パート社員は、平成20年の稼働にあわせ芽室町及び近隣地区から募集を行うと聞いている。

A：町長 2点目、町としては、企業に対し可能な限り地元雇用のお願いに努め、適宜要望してきた。雇用機会の場の創出については、町としても大きな期待を寄せている。企業としても新規雇用の社員募集にあっては、町民優先を念頭に、近隣地区を含め配慮をしていただいている現状である。

Q：新しく雇用されるのは何人か。また臨時・パート社員45人ということであるが、派遣労働で賄うのか、直接雇用か、分かっている範囲で伺いたい。

A：町長 75人と40人の差、35人のことと思うが、今のところ各工場からの異動という段階までしか情報交換されていない。パート社員45人の問題は、直接雇用か派遣労働かは明らかになっていないが、直接雇用でとお願いしている。

Q：芽室町の企業誘致条例における助成金の対象者は、道の企業誘致促進条例に基づく助成を受けていないものとなっている。明治乳業はどちらを選択しようとしているのか伺いたい。

A：町長 工場の構造、規模は概ね決まっているが、生産ラインの中でどんな機器類を設置していくのか明確になっていないので、どちらの適用を受けるのか最終確定に至っていないと受け止めている。

Q：明治乳業はどちらを選択するのかが流動的であるということであるが、参考まで雇用に係わる助成金の利用実績が現在までであるのか伺いたい。

A：経済部長 企業誘致の奨励制度には、奨励金と助成金があります。ご質問は、雇い入れた分ということで、従業員の助成金では過去に2社該当し、7人の雇用が対象となっております。



明治乳業十勝工場建設中

Q：奨励金・助成金の申請手続は、8項目の書面提出を求めている中に、その他参考となるべき事項とあるが具体的には何を指すのか。

A：経済部長 奨励金交付申請書の書式に添付書類として、登記簿謄本・定款、建物の配置図、建築確認の検査済書、設備等の領収書の写しなどの書類です。

Q：人員の把握だとか、町内在住の確認などの確認書類の提示を求めず、申請に基づくということなのか。

A：助役 奨励金・助成金の交付決定に当たっては規則の規定に基づき交付要綱による添付書類を確認した上で助成することになっている。これがないと実績としては欠落しますので、これは確認させていただくということで進めている。

Q：2社7人という実績もあるが、これは規則ではなく要綱等により提出された資料に基づいて確認をしていたのか、これから行うのかいがか。

A：経済部長 先ほど添付する書類のほかにもう一つ様式があり、その中に増加した雇用者数、従業員数、年収など記入していただく書類に基づきまして、担当職員が確認し、決定するという方法で進めています。

Q：パート・臨時社員について、派遣労働であっても助成金の対象になるのか。直接雇用に限るのか。

A：経済部長 規則の中で、雇用保険法に基づく雇用保険の被保険者であることと明記されておりますので、直接雇用されている社員ということになります。

◎質問者：岡崎 榮太郎 議員

町税・各種使用料等の滞納、未収状況の近年の傾向と特徴について

Q：各種税や使用料の滞納金や未収金について、次の4点伺いたい。

1点目、まちづくりに対し、町税・各種使用料の滞納・未収金の影響は大きいと考えるが、見解を伺いたい。

2点目、滞納・未収金の徴収に要する費用はどの程度か。特に時間外手当等、また現状の専任体制は何人か、今後もこの体制でいくのか伺いたい。

3点目、滞納者の中で多重滞納者または金額的に多額な人、長期の人は何人いるのか、実態を伺いたい。

4点目、滞納額の多額な人に対する対応で、民生委員等との連携はどのようなものか伺いたい。

A：町長 1点目、町税・使用料等の未収金は、平成17年度決算で病院会計を除く全会計で3億4,768万円、前年対比2,433万円の増加(7.5%)である。要因は、企業不振によるリストラ・賃金削減等による生活困窮者の増加、パート・アルバイトなどの増加、経済能力を超えた無理な生活設計などと考えられる。まちづくりに、町税等は貴重な自主財源となっており、未収金は町政運営に大きな影響力を見せるもので、また不公平感や不信感を生じることとなる。

A：町長 2点目、町税については、3人の専任体制で収納・徴収業務を担当しており、徴収等に係る費用は、平成17年度決算で3,323万円、うち時間外は2人の職員で延べ311時間105万円である。使用料は、4係7人の職員で延べ457時間126万円である。

A：町長 3点目、税と使用料(水道料、公営住宅料、給食費、保育料など)の重複滞納者は、682件で、うち税との重複339件(49.7%)となっている。100万円以上の多額な重複滞納者は、税と使用料で20件、町税と国保税で34件となっている。また、長期滞納者は、額を定め分納中のものが主である。

A：町長 4点目、滞納者の情報は、地方税法上、地方税の事務に従事している者は、税情報を他の機関、団体に提供することはできないこととなっていることから、民生委員等との連携はできないものである。

Q：町税と使用料を滞納しても税金がかからないから、マンネリ化しているのではと感じるがいかがか。

A：町長 納めなくても何もないからマンネリ化していくということではなく、督促行為或いは担当職員が面接調査に伺い、また納税指導も行っておりマンネリ化というのは違う。納税については、担当職員が中心になって責任を持って進め、今後も強化していくという姿勢である。

Q：未納は、町全体を合わせると相当な金額になる。内部組織ではなく何か方法を考え思い切ってやるか、そういう中で払えないものについては早く緩和する必要もあると思うがいかがか。

A：町長 どういう方法を持って税収をアップさせることをどう考えればいいのかは、内部の推進会議で常に知恵を出しているところである。結果としては、滞納されている人の所に足を運ぶ以外解決策はないと思っている。いろいろ面談しながら、そのケースに応じた差押えもさせていただく。

Q：まちづくりは税金で行うわけですから、簡単に切るとは難しいが、12年前から収納はなく、また不納欠損もされていない。どこかで整理しないと変わらないと思うが。

A：助役 未収金に関するもので、不納欠損をできるものは、監査委員からも指摘があり平成17年度の決算においては、居所が分からないものを主に整理させていただいた。また公営住宅の明け渡し、水道料も給水停止などを行い努力している。

Q：滞納者の中で、重複滞納者或いは滞納額が多額な人は、払わないのが悪いと思う。だが、100万円以上の滞納が20件、分納しても払いきらないと思う、行政として緩和しなければならないと思うがいかがか。

A：町長 多額な滞納者、重複滞納者に対して緩和ということであるが、納税義務を皆さんに担っていただくという大前提がありますので、緩和ということにはならないということもご理解いただきたい。

Q：民生委員との連携は、個人情報なのでできないということであるが、私が知っているのは、生活などの面の部分、これを行政から発信できるのかできないのかということである。

A：町長 税・使用料の滞納に係わらず、生活に課題が多い方に対する情報発信の場合には、ケースに応じ、民生委員に加わっていただくことはある。滞納者の情報は、税法上の制約があるということです。

Q：町税の収納、未納額については、町内会・行政区に実態などを見ていただき関心を持ってもらうことも大事なことと思うがいかがか。

A：町長 未収金の実態について、知っていただくことは大切だと考えており、地域ごとの町内会長会議などでご説明は今までもしておりますし、これからも続けていきたいと考えている。

◎質問者：梅津 伸子 議員

保育行政について

Q：指定管理者制度の導入・民営化など、保育行政

が大きく変化している。子どもたちの健やかな成長と親が安心して就労することを保障するため、対策を講ずるべきと考え、次の3点について伺いたい。

1点目、管理者が変わると保育方針が変わるのかと、保護者の間に疑問の声がある。保護者の意見を聞くなど責任ある対応をすべきと考え、見解を伺いたい。

2点目、保育士の正職員と臨時職員の給与格差が大きすぎる。特に、町直営となる農村保育所は専門性を発揮できるよう改善すべきと考え、見解を伺いたい。

3点目、中央保育所の過密状態を改善すべきと考え、入所受け入れに当たり、改善策として南保育園の活用などの検討を行ってはどうか、見解を伺いたい。

A：町長 1点目、児童福祉法においては、保育の主体者が町にあることを規定しておりますので、指定管理者に移管されても基本的方針、入所手続、保育料の設定などの事務は町が行うことになっている。保護者への説明会は、9月に保護者懇談会を開催し、疑問や要望に答え、不安解消に努めた。今月8日には、引継保育の経過等を含め、懇談会を実施し、不安解消に努めていきたいと考えている。新年度の対応としては、運営法人、保護者、町で構成する三者協議会を設置し、保育環境づくりに努める考えである。

A：町長 2点目、雇用形態上、正職員と臨時職員が存在している。保育士の賃金は、専門性を考慮して福祉職を基礎に設定しており、臨時事務職員より高い設定である。しかし、町直営となる農村地域保育所臨時保育士賃金は全職種との均衡を図った賃金単価で、このバランスの上で設定されたものとご理解いただきたい。

A：町長 3点目、南保育園は、保育に欠けない3歳以上児を受け入れる無認可保育園として位置づけしていることから、保育料、受け入れ時間、特別保育をしていないなど認可保育所とは保育内容に違いがある。現在の南保育園を活用した場合、児童が増えることから、トイレの増改築、手洗い場の設置などの改修が必要となる。さらに兄弟姉妹が別々に通うケースも予想されることから、過密状態を改善するには、中央保育所の早期改築が一番望ましいと考えている。

Q：説明会を行ったとのことだが、説明された保育方針の内容はどのように説明されたのか。また三者協議会を設けるとのことであるが、定期的に行うのか。

A：町長 保育方針の説明内容は、民間委託しても町が保育行政の主体者であることを明確に申し上げ、ご理解をいただいていると認識している。三者協議

皆さんの町政です。議会を傍聴しましょう！

※議会における本会議・各委員会の様子は、どなたでも傍聴することができます。

※町のホームページ（議会のページ）からインターネットで議会の様子を生中継で配信しています。

（町内の公共施設6か所に設置されている情報端末でもご覧になれます。）

<http://www.memuro.net/>

お問い合わせ：議会事務局 TEL62-9731

の運営は基本的には定例的に行いたいと思うが、最初は定例的にはならないと思っている。

**Q：町臨時保育士、保育協会保育士の法人への採用
或いは農村地域保育所への現段階の採用状況を伺いたい。**

A：住民福祉部長 引継保育の関係で、全体で10人の保育士を示しておりましたが、立正学園は、円滑な引継保育を行いたいということで、14人の採用をいただいております。内訳は、中央保育所臨時保育士2人、つつなん保育所臨時保育士3人、保育協会保育士2人で計7人採用していただいております。残りの7人はほかの保育士であります。また、全体で45人の保育士が必要となることから、残り31人の保育士は今後採用されるものと思っております。

Q：町の正職員と農村地域保育所保育士と町臨時保育士の待遇はどのくらいになるのか。

A：住民福祉部長 町の正職員保育士1人当たり900万円、保育協会保育士1人当たり450万円、町臨時保育士1人当たり250万円であります。

Q：指定管理者制度の導入で保育所運営内容、方法が大きく変わっている中で、町直営で行っていた時と比較してどれだけ財政減となるのか伺いたい。

A：住民福祉部長 民営化推進プランに参考資料として添付している17年度の運営費で比較推計した数字に基づき説明いたします。民営化に移行した場合、全体で1,546万6千円削減になると予想しています。

保育所等に係わる雇用の確保について

Q：保育士などの労働環境が激変を余儀なくされている。雇用の確保は、住民に対する行政の責任である。現状はどうなっているのか。町の責任として今後どう対応するのか伺いたい。

A：町長 移管法人の十勝立正学園は、10月からの引継保育士として保育協会保育士2人、町臨時保育士5人を含め14人を採用し実施している。新たに雇用する保育士を、町臨時保育士と保育協会保育士を対象に公募を行い決定していくと聞いている。町として、町臨時保育士及び保育協会保育士が雇用されるよう強く働きかけますし、町直営の農村地域保育所の臨時保育士の採用についても優先していきたいと考えている。

Q：各保育所に多くの保育士がいて、身の振り方を考えなければならない状況に置かれている中、何人かは決まっているが、指定管理者制度・民営化を導入するときに、こういう状況を考えたか伺いたい。

A：町長 保育協会保育士及び町臨時保育士すべて雇用期間が1年契約であり、新しい雇用契約のときに、民間への移行ということも念頭に置きながら、町の考え方は示させていただいているので、全く考えていないということではなく、配慮はさせていただいている。

くらしを守る制度の周知対策について

Q：国の税制改定により、生活保護基準以下の収入

まで課税ベースが引き下げられ、非課税世帯の方が課税世帯となり、活用できた制度から排除される世帯がでた。医療費控除、障害者控除など活用できる制度の周知を図る手だてをとるべきと考え、見解を伺いたい。

A：町長 今までにも制度改正の内容については、町広報誌等で周知してきたが、税制改正はなかなか理解されにくい側面もあるので、今後提言を踏まえ町広報誌による周知はもとより、納税貯蓄組合を通じて町内会への回覧、チラシの配布など様々な機会を捉え税制改正及び制度の周知を図っていきたい。

Q：広報誌を使うやり方もあるが、高齢者にとって飲み込めないということもあるので、申請書を送付するとかの手だても必要と思うがいかがか。

A：町長 高齢者の方には広報誌に載せても理解できない、これも事実としてあると思う。制度によって個別通知も行っていますし、広報誌に載せたからといって周知徹底できたという認識は持っていない。今後もこういうスタンスで臨んでいきたい。

高齢者対策について

Q：外出時、帰宅・目的地に戻れない高齢者が生まれている。保護対策のネットワークづくりを行うべきと考え、見解を伺いたい。

A：町長 十勝管内では、警察署、市町村、福祉事務所で構成する十勝SOSネットワークシステム事業を開設している。本町では、行方不明者については家族との連携により警察署、消防署、町内会そして職員などが捜索にあたっておりますが、今後、十勝SOSネットワークシステム事業を活用するとともに警察署、消防署、町内会との協議を徹底し、家族への支援を行っていきたい。また、認知症を正しく理解し、偏見を持たず認知症の人や家族を見守ることができる応援者として、認知症サポートの養成を行い、安心して暮らせるまちづくりを展開していきたい。

Q：認知症の方に対するサポート体制をつくるということであるが、中身、状況はどうなのか伺いたい。

A：町長 専門家、指導的立場の人を養成するという事業で、町にも資格を取った方が2人おり、その方が中心となり講座を行い、認知症サポーターを増やしてそういう方の手助けを行うということである。

◎質問者：西尾 一則 議員

町政執行方針での「農業を核として経済が循環するまち」の中で特に商業振興について

Q：消費者、商業者と一緒に都市計画マスタープランを考え、消費者が商店街に行きやすい動線をつくりたいとのことであるが、具体的にどのような施策か、次の4点について伺いたい。

1点目、都市計画マスタープランの市街地活性化案としての公住、公共施設の整備となっているが、具体的にどのような計画か伺いたい。

2点目、エコーブ道東店舗などの移転により、

東1条商店街が空洞化となるが見解を伺いたい。また、商店街有志の方がエコープ道東店舗跡を複合店にしようと考えているが見解を伺いたい。

3点目、消費購買力が大型店に流出し、売り上げが下がり経費、生活費を切り詰めても限界にきている。早く効果が発揮できる政策が必要と考えるが見解を伺いたい。

4点目、商工会も循環経済の確立の達成目的としたまちづくり活性化委員会を設置し、消費拡大運動の展開を考えているが、行政として協力ができるか伺いたい。

A：町長 1点目、第1に中心市街地の空洞化を防止することを考え、空間地再整備における関係者、商業者と行政がワークショップ（研究会）を設置し、商業振興の観点から都市空間整備を図るものである。都市計画マスタープランの策定・見直しにワークショップへの参加により長期的観点から都市計画を確立しようと考えている。また公営住宅整備事業は、都市計画空間整備事業でもあり、借り上げ住宅との調整が大切であると考え、平成19年度中に公営住宅ストック総合活用計画を策定し、住宅対策を明らかにしたいと考えている。

A：町長 2点目、エコープ道東店舗などの移転を始め、複数企業の移転が進みまちづくりの観点から大きな課題と捉えている。今後は新たに住居地域と商業地域を接続させ人々を流動化させることの重要性を強く認識した活性化策が重要と考えている。またエコープ道東店舗移転に伴い、同店舗を複合店にしようとする商店街有志の方が、自らの力で主体的に成し遂げようとしているのを聞き大いに期待をしているところであり、町としても発揮できる役割を模索したいと考えている。

A：町長 3点目、各個店は、大型店にない魅力の創出に向けて、試行錯誤を繰り返しているが、絶対策とならないところに苦悩があると考え。町行政のソフト事業に置いてもプラスワンサービスなど検討を行ってきたが直ちに効果が出るものとはなっていないが、継続も大切であると考えている。しかし、商店街の人材育成事業は、商店街の若手リーダーの出現など少しずつではあるが成果がでていと評価している。今後も人材育成には商工会と連携し実施していく考えである。

A：町長 4点目、町としては、この委員会での議論内容、結果について、常に情報提供を受け、的確な時期に町職員が委員会へ参加し、協力することで進めている。消費拡大運動については、委員会の取組として進めている運動であり、経済循環については同様の考えを持っており、推進に協力していきたいと考えている。

Q：商業振興に対するワークショップの設置ということであるが、いつ頃を計画しているのか伺いたい。

A：町長 課題をどう整理するかという観点に立ち、役場内に関係会議を設立し、地権者との情報交換も行い課題整理後、新年度には立ち上げたい。

Q：公営住宅整備は、借り上げ公住と調整しながら進めるとのことであるが、新年度の計画を伺いたい。

A：町長 町として考えている借り上げ公住は、公営住宅の全体計画の中で捉えていくか整理ができていない。新年度に公営住宅ストック総合活用計画を策定し、その中で整理し、将来を見通していきたい、そういう観点に立っている。

Q：執行方針の中で、民間事業者と連携の強化があったと思うが、具体的にどのようなものがあるのか伺いたい。

A：町長 町の中に今後予想される空き地をどう整備するかということで、土地所有者の意向、再活用の認識確認などを徹底して情報交換し、都市計画の一部に参加してもらい、商業者などとワークショップをつくり総合的な計画を纏め、動線づくりを行っていきたい。

Q：町長は、9月定例会において、JA問題で空地の利用問題は農協と調整中で具体的に話せないと答弁したが、現在の状況を伺いたい。

A：町長 具体的に話せる段階ではないが、都市計画法に基づき商業地域、住居地域など土地の用途指定があるので、指定に見合った土地利用を優先し、次に住居系と動線をどうするか、このことを考えていきたい。



エコープ道東店舗

Q：エコープ道東店舗跡を商店街有志のグループが、再利用に努力している中、行政としてのバックアップなど支援があってもよいと思うが。

A：町長 具体的に言ったとき、町としてどんな役割が発揮できるかを考えるということで、情報を捉えながら内部で協議している。

Q：地元商店街で買い物をするとスタンプを押し、スタンプがある程度貯まると500円分買い物ができるようだが、それを公共料金の支払いに使用できるようにするといった発想はあるか伺いたい。

A：町長 公共料金に使用している自治体も全国的にあるのは事実である。ただ実際にどこまで可能か調査し、新年度に向けて多様な観点から検討していきたい。

◎質問者：飛田 秀樹 議員

指定管理者制度・民営化の評価について

Q：公共サービスの質の維持向上及び経費削減を図るため民間の力が必要と考え本制度に取り組んでいるが、評価をどのように考えているか。また町民に

に対する説明をどのようにするのか伺いたい。

A：町長 各施設共に町と交わした協定書・仕様書に従い、利用者アンケートなど行い利用サービスの拡大を図り、迅速な苦情対応など改善努力が見られ、利用者から不満もなく評価はできるが、総合評価は、年間を通した客観的な判断を持って評価するのが適切と考え、現段階では評価の状況にないが利用者から喜ばれている現状を見ると一定程度の評価はできと考える。また町民への評価結果説明は、事業完了後提出される報告書とアンケートや苦情処理状況の具体的な資料をもとに、議会を始め、ふれあいトークなどで報告したいと考えている。

Q：指定管理者の辞退が帯広で1件あったが、これは全国的に何件かあるようだが、芽室町では間違いないと思うが見解を伺いたい。

A：町長 指定管理したから終わりということではなく、新しい管理運営の始まりで1年間の実績を踏まえ、反省と評価に立たなければならない。指定管理者と町担当者の協議の場を位置づけし、課題があれば逐次解決しなければご懸念のような問題が出てくるので、管理者と町の協議を進め点検を図りたい。

Q：来年より各施設の利用料金が見直しとなり、その利用料は町の会計に入るのであれば、管理者が努力しても制度の価値がない。民間の力を活用するのであれば利用料金制というのか、そういうシステムを取り入れる考えはないのか。

A：町長 全く考えていないわけではなく、施設によってそういう考え方も導入する必要があると思う。ただ、法律の規制でできない施設もあるので、今後どんな事業を民間に委託していくか、その内容によって検討していきたいと考えている。

Q：自由主義社会の者と公平原理の者が果たして協力しあえるのか、最悪の場合は撤退だと思ふ。この民間活力の活用とはいったい何なのか、町民にどう説明していくのか見解を伺いたい。

A：町長 事業者も公共施設が持っている設置目的を理解しないとできない。民間の発想だけではだめ

でアウトソーシングの中では話題になっているのは事実である。アウトソーシングの最大の狙いは、経費の問題もあるが、行政の担ってきたサービス以上を提供できるという点であると思う。これでよかった、サービスが向上したというものがなかったら民間活力の活用というのは伝わらないと思っている。

市街地の土地利用・道路整備構想について

Q：農協本部などの移転により、中心市街地のドーナツ化が進み、人と車等の流れが変わろうとしている。市街地の土地利用・道路整備構想をどう描いているか伺いたい。

A：町長 中心市街地の土地利用は、他の議員にお答えしたとおり、役場内に検討会議を設置し、再生と活性化に向けた議論を始めている。今後はこれらの意見をもとに、地権者・商業者・消費者とワークショップを作りまちづくり議論へ拡大し、都市計画と商業振興を連動したまちづくり、中心市街地の活性化を推進していきたいと考えている。また農協本部の移転に伴い、車の流れは確かに変わると思われるが、移転完了後、交通量の調査等の状況を把握し、策定中の総合計画を念頭に置き、必要に応じて道路整備構想を検討したいと考えている。

Q：ホクレンの跡地に農協本部が移転することによって、西25号（西3条通り）が、移転により農産物の搬入車両、一般車両の通行増が予想される。また道路沿いには花菖蒲園、小学校と中央保育所、保育所は民営化により2年以内に改築するという状況にある。町として土地利用の関係で何か考えがあるか伺いたい。

A：町長 西25号道路は2丁目通りまで整備を終えているが、その先は道路幅が狭くなっている。農協が移転すると交通量が変わることは注目していて、移転完了時に交通量調査を実施し、総合計画を策定中ですので中央保育所などの問題も念頭に置き土地利用をどう考えていくのか検討しなければならないと考えている。

議会の動き

■町議会定例会（開催予定）

- ・会期 3月2日(初日) 3月8日・9日(一般質問) 3月22日(最終日)
- ・時間 9時30分
- ・内容 平成19年度町政執行方針、財産処分、条例改正、平成18年度各会計補正予算、平成19年度各会計予算ほか

■委員会の開催（予定）

- 平成19年度予算等審査特別委員会
 - ・日時 3月12日～16日 9時30分 役場3階議場（16日は、予備日の予定です。）
 - ・内容 平成19年度芽室町各会計予算の審査
- 議会運営委員会
 - ・日時 2月22日 9時30分 第1委員会室
 - ・内容 3月町議会定例会の日程ほか
 - ・日時 3月1日 9時30分 第1委員会室
 - ・内容 めむろ町議会まめ通信の校正ほか